

わが国におけるサッカー競技の 技術史的展開

恩 田 裕

(一)

前稿において¹⁾、わが国におけるサッカー競技の理論と実際に関する近代化過程を歴史的・総合的に展望するに当っては、その規則・技術・戦術等に関する詳細な内容吟味と共に、サッカー競技の実体的内容構造が構築された経過に対しての、スポーツ技術史的観点からの接近が不可欠とする立場を明らかにした²⁾。当初、体育的概念が未構成な時期に、外国人教師達の先導的努力によって英国から移入されたフットボールは³⁾、日英両国と言うより、むしろ東西の文化的葛藤が強大に過ぎてその全面的な受容は拒否され⁴⁾、僅かに異例の発展経過を示しつつあった学校教育分野において身体発達を促す運動遊戯の一種として容認され、その運動形態を形式化・硬直化させながらも学校体育用教材としての実際的価値判断の優位性を保ち続け、これを契機として、東京高等師範学校におけるサッカー競技実践研究の方途が開かれたことは前稿までにおいて示した通りである⁵⁾。然し、その移入されたフットボールの実体的内容構造や、受容主体の実践的認識等に関するスポーツ技術史的立場からの近接は、その方法論的未熟さを理由に積極的な論議を試みることがなかった。つまり、一般的な運動学的論議に際しては、スポーツ的な運動形態が成立もしくは変化する過程に対して、自個或は他の観察結果を基礎的素材として比較検討の対象とするのが最も中軸的な手法である⁶⁾が、集団的運動形態を対象とした場合には、その技術的・戦術的構造分析や特性・原理に関する基本的認識が、必ずしも

厳密な科学的法則性や論理性に立脚するものではないことを理由として、極めて感覚的・抽象的表現に頼った運動形態の比較検討が行われ易い⁷⁾。その結果、技術的・戦術的情報としての質的信頼性の低劣化が惹起され、本来的な内容構造を逐次的に形成しながら、次段階への限りない発展性を内包した運動経過としての伝達に際しては、極めて難解な課題を含んで、その検討が迫られているのである⁸⁾。

英国において、フットボールを直接的対象として把え、歴史的・総合的な展望を試みたマープルス⁹⁾を始めとするヤング¹⁰⁾、グリーン¹¹⁾、デラニイ¹²⁾、ラウス¹³⁾、ロジャック¹⁴⁾、ジョイ¹⁵⁾、ゴレスワージイ等¹⁶⁾、わが国（翻訳本を含む）における、ラグビー・フットボールを対象とした本領¹⁷⁾、星名¹⁸⁾、三神¹⁹⁾、川口²⁰⁾、クラーク²¹⁾等、アメリカン・フットボール対象の米田²²⁾、小田切²³⁾等、謂ゆるサッカー競技を対象とした新田²⁴⁾、多和²⁵⁾、中村²⁶⁾、村岡²⁷⁾、堀江²⁸⁾、大谷²⁹⁾等、特にその社会学的側面を強調した菅原³⁰⁾、木村³¹⁾、坂本³²⁾、マグーン³³⁾、ダニング³⁴⁾、マッキントッシュ³⁵⁾等の優れた史的論考にも、フットボールの移入と受容に際しての実体的内容構造及び受容主体の実践的認識に関しての論議は殆んど行われることがなかった。

今日、アソシエーション・フットボール、ラグビー・フットボール、アメリカン・フットボール、ゲリック・フットボール、オーストラリアン・フットボール等々の名称で知られる近代的スポーツ競技としてのフットボールは、何れも19世紀中頃のスクール・フットボールを母体とし、各地各様の地域的環境や民族的特質を加味しながら、近代的・組織的な運動形態に展開して来たものと考えられている³⁶⁾。然し、それ以前にも、英國各地において謂ゆる下層階級の間に、競技規則や他の諸般の制限を全面的に拒否した荒々しく激しいフットボールが行われていたことは周知の通りである³⁷⁾。この、「極めて暴力的な流血と破壊を伴ったフットボール」³⁸⁾が、国王や、時の権力者、教会等の禁令・非難排斥、時には国家的規模の立法措置による禁止令等にも拘らず、英国民衆の間に根強く行われて來た事実

と、近代的スポーツ競技としてのフットボールの間には直接的な因果関係は認められないとするマグーン等の社会学的考証³⁹⁾は、極めて妥当なものと思える。この系譜を繼ぐフットボールは、今日でも、宗教的行事と密着した祭祀の一種として、北部イギリスのドーファム地方にフォーク・ゲームとして伝承されている⁴⁰⁾。このフットボールとは別個の立場で、パブリック・スクールにおけるフットボールは学生達の唯一の活動的遊戯として、その内容構造は各校ごとに若干の相違点があるものの⁴¹⁾、比較的早期から各パブリック・スクールで盛んに行われており、これに関連して成文化された競技規則に、体系的な調整又は修正・改良が加えられ、ここに基盤を置いて近代的サッカー競技としての形成過程が始ったとする論議は極めて妥当なものと思える。そこで本稿では、修正改良以前のスクール・フットボールを最も写実的に表現し、若干でも、その実体的内容構造に接近し得る可能性のあるものとして、1857年にトマス・ヒューズによって著された『トム・プラウンの学校生活』、及びその初期邦訳本『英國学校生活一名、英國学生氣質』⁴²⁾を取り上げ、現代的フットボールの知識の下で、ここに示されたフットボールの原初的運動形態の再現化を試みる。これは、年代的に見て訳出者の岡本等がラグビー校のフットボールに関する何等かの知見を得ていた可能性が極めて乏しく、その文献的理解の程度が比較的に記述を通して判断し易いこと、後述する東京高等師範学校フットボール部編纂の『アッソシエーションフットボール』も、同じく明治36年に刊行されていたこと等から、両者の比較を通してフットボール受容の際の主体的立場の問題点を抽出し得ることを期待したことである。つまり、両書に示されたフットボールは、ラグビー式とアソシエーション式の相違はあるものの、その初期には極めて類似的な運動形態を示しており⁴³⁾、実践的認識の有無による内容構造への接近の度合いが、その記述内容から判明する可能性に加えて、岡本等が本文解釈に必要最少限の範囲ではあるものの、「フットボール略解」として、ラグビー式フットボールの競技規則に関する若干の解説を付しており⁴⁴⁾、謂ゆるサッカー競技との比較が行い易いこ

と、加えてラグビー校校長トマス・アーノルドのキリスト教主義に則った紳士養成の教育手段としてのフットボールの位置づけと、わが国の学校教育分野における教育的手段としてのフットボールの位置づけとの間の、明らかな相違点を示す資料的価値を評価したことである。

次いで本稿は、F. A. の競技規則が近代的スポーツ競技としての内容構造を示すに至った「1878年の競技規則」⁴⁵⁾の形成過程に言及し、この競技規則の制定に比較的強い影響力を示したシェフィールド・アソシエーションの競技規則⁴⁶⁾や、両者を統合せしめる直接的契機となった、社会的背景としての鉄道や新聞の発達にも若干の検討を加えながら、スクール・フットボールとの対比を通して、わが国に移入された当時のサッカー競技の実体的内容構造を明らかにし、以後の技術的発展過程の検証を可能ならしめたい。更に、前掲『アソシエーションフットボール』の内容吟味を通して、謂ゆるサッカー競技受容主体の、文献的理解と実践的認識の程度を明らかにすることを試みる。英国におけるフットボール技術の形成過程は、その競技規則の必然的な成熟と呼応して進展して來たものであり、わが国のそれは、形式的類似性は僅かに認められるものの、学校教育機関への競技規則の先行導入の結果が、フットボールの本来的な内容構造の顕著な変容を惹起させたとする立場からの論議を加えることによって、英國とわが国の、謂ゆるサッカー競技の実体的内容構造が構築されるに至る運動経過の相違は自ずから明らかなものとなるであろう。

- 1) 拙稿、本邦におけるサッカー競技の移入と展開について、明治後期、成城法学教養論集、第5号、成城大学法学会、昭和60年。
- 2) 前掲書、25—26頁。
- 3) 拙稿、本邦におけるサッカー競技の移入と展開について、明治初中期を中心として、海軍兵学寮・工学寮及び東京高等師範学校を中心として、成城法学教養論集、第3号、第4号、成城大学法学会、昭和57年、昭和59年。
- 4) 前掲書、第4号、12—14頁。
- 5) 前掲書、17—21頁。
- 6) 前掲書、第2号、1—2頁。
- 7) 前掲書。

- 8) 前掲書。
- 9) Marples, Morris., "A History of Football", Secker & Warburg, 1954.
- 10) Young, Percy. M., "A History of British Football", Stanley Paul, 1968.
- 11) Green, Geoffrey., "The History of the Football Association", London, 1953.
- 12) Delaney, Terence., "A Century of Soccer", F. A., William Heinemann, 1963.
- 13) Rous, Stanley., Ford, Donald., "A History of the Laws of Association Football", F. I. F. A., Zurich, 1974.
- 14) Lodziak, Conrad., "Understanding Soccer Tactics", Faber & Faber, 1966.
- 15) Joy, Bernard., "Soccer Tactics", Phoenix House, 1962.
- 16) Golesworthy, Maurice., "The Encyclopaedia of Association Football", Robert Hale, 1976. 当書は1956年から、内容を追加しつつ毎年のよう改訂版を刊行している。
- 17) 本領信治郎, 日本ラグビーフットボール協会日本ラグビー史編集委員会, 『日本ラグビー史』, 昭和39年。
- 18) 星名泰, ラグビーの技術史, 岸野雄三・多和健雄編著, 『スポーツの技術史』, 518—530頁, 大修館書店, 昭和47年。
- 19) 三神憲一, ラグビーの研究, 明治期におけるラグビーの導入と普及, 彦根論叢, 人文科学特集, 第35号, 28—39頁, 滋賀大学経済学会, 昭和51年。
- 20) 川口智久, ラグビーからアメリカン・フットボールへの発展, スクラムをめぐる問題, 一橋論叢, 第77巻, 第1号, 108—114頁。イギリス文化とラグビー, 体育科教育, 1981年, 1月号, 44—46頁。
- 21) クラーク, レジナルド, 渡部峯生訳, 知られざるラグビーのルーツ, ラグビーマガジン, 第11巻, 第7号—第12号, 昭和57年。
- 22) 米田満, アメリカン・フットボール発展史の一こま, (一)(二), 論攻, 関西学院大学一般教養諸学研究, 第9号—第13号, 1962—1966年。
- 23) 小田切毅一, 『アメリカスポーツの文化史』, 174—182頁, 不昧堂出版, 昭和57年。
- 24) 新田純興, 日本蹴球協会, 『日本サッカーの歩み』, 講談社, 昭和46年。『図説サッカー事典』, 講談社, 昭和46年。
- 25) 多和健雄, サッカーの技術史, 岸野雄三・多和健雄編著, 『スポーツの技術史』, 478—515頁, 大修館書店, 昭和47年。『サッカーのコーチング』, 大

修館書店, 昭和49年。

- 26) 中村敏雄, 近代スポーツの論理, 影山他編著, 『現代スポーツ論序説』, 68—148頁, 大修館書店, 1977年。『オフサイドはなぜ反則か』, 三省堂選書, 三省堂, 1985年。『スポーツの風土』, 大修館書店, 1981年。
- 27) 村岡博人, 『これがサッカーだ』, 至誠堂, 昭和41年。
- 28) 堀江忠男, 『わが青春のサッカー』, 岩波ジュニア選書13, 岩波書店, 1980年。
- 29) 大谷四郎, 『サッカーの魅力』, 朝日新聞社, 昭和42年。
- 30) 菅原礼, 『スポーツ規範の社会学』, 不昧堂出版, 昭和55年。『スポーツ技術の社会学』, 不昧堂出版, 昭和59年。
- 31) 木村毅, ラグビー・サッカー, 『日本スポーツ文化史』, 118—126頁, ベースボールマガジン社, 1978年。
- 32) 坂本康博, 近代 Football の史的研究, 19世紀の Public School を中心に, 大阪体育大学紀要, 第11巻, 大阪体育大学, 昭和54年。
- 33) マグーン, Jr. F. P., 忍足欣四郎訳, 『フットボールの社会史』, 岩波新書312, 岩波書店, 1985年。
- 34) ダニング, エリック・シャド, ケネス共著, 大西鉄之祐・大沼賢治共訳, 『ラグビーとイギリス人』, ベースボールマガジン社, 1983年。
- 35) マッキントッシュ, ピーター, 加藤橋夫・田中鎮雄共訳, 『近代イギリス体育史』, ベースボールマガジン社, 1973年。
- 36) マグーン, 前掲書, 213頁。
- 37) ダニング, 前掲書, 27—55頁。
- 38) 前掲書。
- 39) マグーン, 前掲書。
- 40) クラーク, 前掲書, 第11巻, 第7号, 45—48頁。
- 41) 坂本康博, 前掲書。
- 42) トマス・ヒューズ著, 岡本九臈(鶴松)・村山見政共訳, 『英國学校生活一名, 英国学生氣質』, 九臈社, 明治36・37年, ヒューズの初版は1857年である。岡本等の訳出に使用された原著の出版年月は不明であるが, Tomas Hughs, "Tom Brown's Schooldays", J. M. Dent & Sons, Ltd, London, 1906., を被見することができた。
- 43) 英国におけるフットボールの史的展望に際しては, サッカーとラグビーで同一資料を用いて自らの原型を述べる場合が少くない。後述する如く, F. A. 創設当初のサッカー競技の運動形態は現行のものよりラグビー・フットボールに類似していたものと思われる。
- 44) トマス・ヒューズ前掲書, 131—133頁。ここに掲載されている競技形態は,

明治30年に相田与三郎によって著された『歐米遊戯術』に示されたラグビー流遊戯術に近似している。R.F.U. ルールの採択は明治4年(1871年)であり、当然これに準拠したものと思われるが、記述が簡略に過ぎて断定は仕難い。

45) Rous, S., op. cit., pp. 28-30.

46) ibid., pp. 24-27.

(二)

本章に於ては、ラグビー校のフットボールの実体的内容構造の検討を通して、次段階の技術的・戦術的展開に至る運動経過が、如何なる原初的運動形態のスクール・フットボールを起点としたかについて述べる。これには、19世紀初・中期の英国パブリック・スクールを取り巻く一般社会の構造的変化に関する論議が不可欠であり、前章に示したフットボールに関する史的論議の内の幾つかは、中心的課題としてこの側面からの近接を図っている。特に、マッキントッシュとダニング等の論議は、豊富な資料を駆使した極めて精緻な高水準のものとして評価出来る。

マッキントッシュのラグビー校のフットボールに対する立場は、校長トマス・アーノルドが人間形成の教育的手段としてフットボールを奨励し、この成功が他のパブリック・スクールにおける同種の傾向を惹起せしめたとする一般的認識を妥当なものとせず、「一般的には19世紀の初めには、教師達は積極的にスポーツを奨励しなかったのである。教師達がゲームを是認したような場合でも、奨励するよりは黙認するという態度を示していた」¹⁾として、「ラグビー校におけるアスレティシズムの成長は、それ故に規則を維持し、彼の意図した改革を行うにあたっての、生徒達の協力を得るためにアーノルドが支払った代償として考えられるのである」²⁾と述べている。マッキントッシュは、アスレティシズムの抬頭は根元的には社会変革の必然的結果として結実したパブリック・スクールにおける公認された自治制度の結果として把え、アーノルドに関しては、学校全体に対する統制的体制の確立と、道徳的教育理想を実現するために上級生徒との信頼関係の構築を目指して自主的な生徒中心の社会を構成し得た、とする点を

評価しているのである⁸⁾。

又、ダニング等は人間社会の長期的な構造変化を主題とする、『文明化の過程』の著者、ノーバート・エリアス⁹⁾の提唱する社会発生論的・形態的方法論を根拠として、英国におけるラグビー・フットボールの発達過程を論述している。この論点は極めて多岐に亘っているが、大西等によって訳出された『ラグビーとイギリス人』の記述に従ってその一部の要約を示し、以下のラグビー校におけるフットボールの実体的内容構造を検討する参考としたい。

ダニング等は「フットボールは、次の理由からパブリック・スクールという環境のなかで衰退とは無縁の状態を謳歌していたのである」¹⁰⁾と言う。つまり、フォーク・ゲームとスクール・フットボールの間には重要な相違点があり、これは学校内部で発達した自治制度としての「プリフェクト・ファギング」¹¹⁾と密接な関りがあるとして、パブリック・スクールにおける権威関係の構造と発達との関連に言及し¹²⁾、それによると、形式上の「権威制度」¹³⁾と、教師と生徒間の実際的な「権力均衡」¹⁴⁾との間には重大な落差があり、それは英國の全体的社会構造の変化、階級的価値体系の変化が作用した必然的な結果から生じたもので、この落差を補填する意味での上級生徒の支配権の保持・拡張がフットボールの隆盛と直結したと考えられている¹⁵⁾。そして、原初的運動形態のスクール・フットボールの「文明化」¹⁶⁾は、偶発的な社会変動に段階的に順応する形成過程をたどったものとしている¹⁷⁾。特に、ラグビー校におけるフットボールの初期現代化を助長した社会構造に言及し、アーノルドの「間接支配制度」¹⁸⁾による「統制的自治」¹⁹⁾が同校のフットボール奨励に直結したものであり、パブリック・スクール間の「地位的排他主義」²⁰⁾及び「上流階級間の競争意識」²¹⁾が、階級的緊張を主要因として拡大し、ここを起点としてフットボールの初期現代化が始ったとしている²²⁾。つまり、スクール・フットボールは制度や教育方針とは根底においては拘りなく、学生達の自治的活動の中心として、中世ヨーロッパの民衆の生活に密着したフットボールが国家的な法制措置

をもってしても禁止出来なかった如く¹⁸⁾、学校教育内部に確固たる地位を礎きあげ、以後の近代化過程の起点となつたとしているのである。

「ロンドンの雑貨商ローレンス・シリップの無料学校」として1828年に創設されたラグビー校に¹⁹⁾、アーノルドが校長として就任した当時の同校の教育的環境は、「外には学校関係者の狡猾、誇詐、暴戾、悪戯の如きあり、内には生徒の怠惰、堕落、乱暴、野獣の如きあり、内外正に百鬼昼行、之が經營の困難なるは言うも愚である」²⁰⁾とする状況であり、「泥酔、浣神の如きは一般にして、教師の無視と服従嫌惡の風とは頂点に達し、生徒は何れも多数の意見に附和雷同し、惡を保護し、善を虐げて喜ろこんでいた」²¹⁾とするのが日常的であったと述べられている。これに対するアーノルドの人となり、教育革改の細目等々については、森田²²⁾によって多分の憧憬と景仰の念を籠めて詳細に述べられているが、フットボールに関する側面は残念ながら看過されている。

わが国におけるフットボールの原初的運動形態に接近するものとして、木村²³⁾は、「文部省が明治12・3年を中心に翻訳刊行したチェンバースの百科辞典の体育編」²⁴⁾と、「明治20年前後のスウイントンリーダーの第五読本の第六十一課に示されたフットボール競技 (The Football Match), 及びその独案内」²⁵⁾、の存在を指摘している。『チェンバースの百科全書』²⁶⁾については福嶌²⁷⁾において優れた論考がなされ、筆者も前稿にて若干述べるところがあった²⁸⁾。『スウイントン・リーダー』²⁹⁾は、1883年(明治16年)ニューヨーク等から5分冊・129課として刊行され、「フットボール競技」と題した第61課は、その“Swinton's Fifth Reader and Speaker”の272頁から277頁までに示されている。記者は A.C. Adams で、内容に関しては、バーフォード・ブリッジ校のフットボール競技を、観衆の一人としての立場の少年が情景描写する形式で記述が進められているために、フットボール競技としての運動経過や技能構造までには記者の筆が及んでいない。然し、断片的ではあるが、アンパイアの存在を裏付ける記述や、飛来するボールを手で捕える状況等と共に、荒々しく激しい少年同志の「ぶつかり

合い」と、その結果としての怪俄の状況が克明に記され、競技の帰趣を10対10の引き分けまで追っているところから⁸¹⁾、後述するラグビー校のフットボールとは異質なフットボール競技であることが判明する。木村の指摘する「独案内」については、『スウキントン氏第五読本直訳』⁸²⁾全一冊と、『斯因敦氏第五読本直訳講義』⁸³⁾卷1・2とを被見することが出来たが、前者は第40課までの抄訳であり、後者も第40課までの全訳ではあるが、以後の訳出については、その存在の可能性すら不明である。従って本章では、トマス・ヒューズ原著、岡本等訳出の「英國学校生活一名、英國学生氣質」⁸⁴⁾に訳出されたフットボールの内容吟味を中心として以後の稿を進めることにする。

トマス・ヒューズは1822年にバークシャーのアフィングトンに生れ、1834年から1842年までラグビー校でアーノルドの教育を受けた後、オックスフォード大学を卒業、1848年にはモーリス・アンド・キングスリーのキリスト教社会主義運動に投じ、1865年から1874年まで自由党的代議士として貧民階級の救済に治躍、ロンドン・ローバー・ユニバーシティの創立者の一人であり、『トム・ブラウンの学校生活』は著者自身のラグビー校における実体験に基づくもので、アーサーと呼ばれる蒲柳の質の生徒は『アーノルド伝』の著者であるアーサー・スタンリーであり、1829年の入学とされている⁸⁵⁾。

フットボール・ゲームは、スクール・ハウスと呼ばれるアーノルド校長邸に隣接している寄宿寮の寮生側50—60人と、ザ・スクールと呼ばれる他の寄宿寮側120人との間で行われた⁸⁶⁾。約18フィートの高さの2本のポールが、約14フィートの間隔で垂直に立てられ、地表から約10フィートの高さでクロス・バーが設けられていた⁸⁷⁾（現行競技規則では高さ11フィート以上、幅18フィート6インチ、10フィート高にクロス・バーとなって居る）。得点方法は、まずゴールの後方（イン・ゴール）に相手側の防衛をかわしながらボールをタッチ・ダウンし、その地点から味方の方向にパント・キックを行い、キックと同時にチャージくる相手に対して味方がフェア

・キャッチ出来ると、その地点からのキックの権利が与えられ、ボールがクロス・バーを越えると初めて得点となり、先取2点で勝敗が決した³⁸⁾。イン・ゴールにはゴール・キーパー（スクール・ハウス側は週番生徒監）が多数の年少の生徒を従えて控えていて（スクール・ハウス側は15—20人位い）、相手側のタッチ・ダウンに対する防禦を固めており、タッチ・ダウンはボールを手で保持して走り込む、謂ゆるランニング・インではなく、キック・イン方式であったから³⁹⁾、クラーク⁴⁰⁾が当時のフットボール競技は5・6日も続くのが普通であったと述べるが如く、得点することは極めて難事であったに違いない。この原初的形態のフットボールに成文化された競技規則がなく、競技時間に制限の必要性が生じなかった最大の理由は「仲間うち」の遊戯は、継続時間が長ければ長い程、その楽しみが倍加され、伝統的な取り組みを破る者はその集団内成員からの除外で解決が図られ、多くの児童遊戯にも共通する、大勢で楽しむための自己規制の原理が強力に作用した結果と考えられる。これは競技場の区分についても同様で、砂利道と榆の並木を目安とした側線は、その外側での競技続行が物理的に不可能なことを意味し、出来得るなら何処ででも競技を続行するために、敢て長方形である必要はなかったのである⁴¹⁾。競技者の一般的な配置は、ゴール・キーパーの前方に、飛来するボールを蹴り返す等、守備的役割を主としたクォータース⁴²⁾が控え、最前列はスクラム専門のブルドッグと呼ばれる強大な体格の上級生徒⁴³⁾、その周辺に控えてスクラムから出たボールを敵陣に蹴り込んで行く攻撃を主としたドジャーズ等、から構成されていた⁴⁴⁾。これは、今日的なラグビー及びサッカー競技と基本的には変りがない。つまり、守備的立場を主とする競技者と、攻撃的立場を主とする競技者、その中間に位置して両者の連携を図る競技者等の役割分担であり、技能構造の変化によって配置人員の数量的变化が行われるのである。競技はキックとスクラム（現在で言うモールとラック）が中心で、パスを行う状況やボールを手で持つて走る状況は示されていない。

ヒューズにおいては、身体活動的価値よりも、その運動経過に至る精神

的価値が評価され、これはスピーディカットとフラッシュマンに関する論評の辛辣さ等に見出すことが出来る⁴⁵⁾。岡本等の得点とスクラムに関する記述が極めて曖昧である点等から、そのフットボールに関する技能的内容構造への理解程度は著るしく初步的で、僅かにその卓越した英文解釈能力に援助されて、運動経過を知ることが出来る。

「今ま球は再び両軍の密集してゐる中へ落ち、皆々其囲りへ馳せ集って、組打が初まった。さあ腕力と熟練で以て其球を内から取り出し、両側の中どっちへか蹴飛ばさなければならぬ。見よや、小供等が其に対する態度の悉く異なるを。軀外に立たる者推し分け二人のブルドッグスあらはれて、敵側へ球をやらむとて其組打をやってゐる最中へ飛び込んで行った。これ二人が正に自ら任とする所である。だがコレコレ余り熱心過ぎるぞ、球のある処ははや行き過ぎて終った。されど振り向いて再び早く自分達の側へ帰らねば犬骨である」⁴⁶⁾。

これはスクラムに関する描写であるが、現行競技規則でいうラック又はモール及びそのオフサイドに相当する状況が示されているのである。当時のオフサイド・ルールでは、厳密にボールより前方の競技者の存在は許されなかったから、現行のラックに相当する状況でも、前方にしかボールを蹴ることが出来なかつたもので、従つて、その密集状態からボールを蹴り出すことは至難の技であり、多分命がけの行為であつたろう。この難事に敢然として挑戦する勇気をヒューズ等は高く評価しているのである。

- 1) マッキントッシュ、前掲書、22頁。
- 2) 前掲書。
- 3) 前掲書、27—28頁。
- 4) ノーバート・エリ亞ス（ノルベルト・エリ亞ス）、赤井・中村・吉田共訳、『文明化の過程上・下』、法政大学出版局、1983年。ダニング等は『ラグビーとイギリス人』の序文で、「本書では、大多数の学者よりも、科学的でもあり人間の研究にも適した社会学の探求法の展開に業績を残していると考えられる社会学者ノーバート・エリ亞ス（Norbert Elias）の方法を用いた」として、「エリ亞スの社会学の探求法は、(1)人間社会は構造化していること、(2)人間社会は時の経過とともに変化すること、この二つの考えに基づいてい

る」と述べている。

- 5) ダニング, 前掲書, 57頁。
- 6) Prefect Fagging, 前掲書。
- 7) 前掲書。
- 8) 前掲書, 58頁。
- 9) 前掲書。
- 10) 前掲書。
- 11) 前掲書, 79頁。
- 12) 前掲書。
- 13) 前掲書, 96頁。
- 14) 前掲書。
- 15) 前掲書, 100頁。
- 16) 前掲書。
- 17) 前掲書, 101—103頁。
- 18) F. P. マグーン, 前掲書。
- 19) 奄田与惣之助, 『ラグビー学園のアーノルド』, イデア書院, 昭和2年。
- 20) 前掲書, 94頁。
- 21) 前掲書, 95頁。
- 22) 奄田与惣之助, 前掲書。
- 23) 木村毅, ラグビー・サッカー, 『日本スポーツ文化史』, 118—120頁, ベースボールマガジン社, 1978年。
- 24) 前掲書, 118—119頁。
- 25) 前掲書, 119頁。
- 26) 木村の指摘する「チエンバースの百科辞典の体育篇」とは, 前稿(成城法
学教養論集第3号)にて示した通り, 「チエンバースの百科全書の戸外遊戯
編」と思われる。混乱を避ける意味でこの語を使用した。
- 27) 福鎌達夫, 『明治初期百科全書の研究』, 風間書房, 昭和43年。
- 28) 拙稿, 成城法医学教養論集, 第3号, 6—14頁。
- 29) "Swinton Fifth Reader and Speaker" Ivison, Blakeman, Taylor, and
Company, New York and Chicago, 1883.
- 30) ibid., pp. 272—277.
- 31) ibid., p. 277.
- 32) 京極秋嶺, 井口理三郎訳述, 『スウキントン氏第五読本直訳 全一冊』, 瑞
瑚閣, 明治22年。
- 33) 新井清彦訳述, 『斯因敦氏第五読本直訳講義 卷一・二』, 西京文港堂, 明治
28年。

- 34) 奄田与惣之助, 前掲書。
- 35) 前掲書, 105—107頁。
- 36) トマス・ヒューズ, 前掲書, 144頁, 162頁。
- 37) 岡本等の訳出本では, 高さ1丈8尺, 間隔1丈4尺, 地表より1丈のところに横棒等としてあるが, ここは原本87頁によった。
- 38) 訳出本では理解し難いので原本88頁によった。尚, イン・ゴールにボールをタッチ・ダウンすることは, 現行競技規則ではトライとして独立した得点を与えられている。然し, 当時のタッチ・ダウンはゴールにキックする権利取得の経過的手段にすぎなかつた。タッチ・ダウンした地点から味方にパント・アウトし, 同時にチャージに来る相手に対してフェアー・キャッチを行い, フェアー・キャッチするとゴールを狙う権利が与えられるのであるが, フェアー・キャッチした地点まで進出出来る相手側はボールが地面に触れる同時に, 二度びチャージに出る権利が生ずるので, その地点から後方に下がってドロップ・キックでゴールを狙うか, 味方が空中に保持したボールを地面に置いた瞬間にゴールを狙って蹴らねばならなかつた。
- 39) 菅原礼編著, 『スポーツ規範の社会学』, 100頁, ヒューズの書簡として, 「私の入学最初の年1834年では, ボールを持って走り, ゴール内にタッチ・ダウンすることは絶対的には禁止されていなかつたが, そのランニング・インを行つた少年が殺されたとしても, 当時のラグビーボーイたちは, それを正当化されうる殺人としてみなしたことはまちがいない」とする意見を掲載している。
- 40) クラーク, R., 前掲書, 第11巻, 第9号, 139頁。
- 41) 一般的には, 投げ入れる, 蹴り込むと解釈されているが, 原文の “knock it straight”, p. 88. や, “strike it straight”, p. 96, 等から他のフットボールにも見られる「こぶし」でボールを打ち入れる方法が思い浮かぶのである。
- 42) トマス・ヒューズ, 前掲書, 136頁。
- 43) 前掲書。
- 44) 前掲書, 151頁。
- 45) 前掲書, 150—151頁, 「彼等は本当にスクール・ハウスの名誉の為めには, 身を犠牲としてまでも, 球をあのスクラムの中から取り出して蹴ろうという心情は持ち合せていない。唯観集にそう思わせようとするばかりである」として, 「彼等の如き根性の者は端の方で押し合う丈で, スクラムの中に入つて蹴ることなどは決してしない。我々はそんな彼等よりも, 外側にいて, なまじの働き振りを見せぬ者の方が立派だと思う」と述べ, この二人は競技終了後, 身を呈して闘つた選手を相手にして, 炉端で競技の論評をしかねないが, 自分達は決して欺されたりしない, と極めて手厳しい。

46) 前掲書, 149頁。

(三)

その内容構造に若干の相違はあるものの、英國各地のパブリック・スクールでは盛大にフットボールを行っていた¹⁾ことは前章でも触れた。このスクール・フットボールが19世紀の中頃から急激に近代的スポーツ競技としての運動形態を示し始めた最大の理由は、産業革命に伴う交通事情の変化と、それに付随した情報伝播手段の飛躍的な拡大にあった²⁾。18世紀中葉における英國の交通事情は、経済全般の発展に比して著るしい後進性を示していた。かつて、ローマ帝国の支配下で建設された道路網は、必要な補修が加えられぬままに、その大部分は通行不可能なものに劣化していく³⁾。従って、各地方間の主要交通は島国としての特殊性を生かして、深い河口や無風の港湾の多い海岸線の発達に維存して、海路を中心確保され、後には運河網を開削することによって国内道路網の建設の不備を補っていた⁴⁾。1663年に始まったターン・パイク条令によっても、通行税の徵収に対する民衆の激しい不満が鬱積し、18世紀の中頃、この制度が私人の財団に委託されて道路建設が積極的に推進されるまでは、その建設が阻害されていたものと思われる⁵⁾。

1830年、リヴァプールとマン彻スター間の旅客輸送を伴う鉄道の敷設を契機として、隣接する都市同志の鉄道による連結が可能となり⁶⁾、1835年から1837年、1844年から1846年の、二度に渡る鉄道マニア (Railway's Mania) 時代と呼ばれる熱狂的な鉄道投機に触発されて、多数の鉄道会社が巨額の資本を投じて、今日の英國幹線鉄道の原型をほぼ完成に近づけているのである⁷⁾。この鉄道網の完成は旅客輸送の面で特に顕著な効果を示し、19世紀の中頃には5000マイルに及ぶ鉄道網が敷設され、最大速の汽車は時速40マイルを超えていたとされている⁸⁾。この交通構造の発達は、かつては孤立していた各地域間の交流を活潑にし、相互に流通する情報量は、鉄道利用の郵便・新聞を通して飛躍的に増大した。

新しい経済・文化的基盤の構築を社会的必然とする産業立国を目指した英國では、バーミンガム、マン彻スター、シェフィールド等々の新しい産業工業都市を出現させ¹⁰、18世紀初頭の静かな田園都市としての500万の人口は、1840年には1400万に増大した¹¹。このあまりに急激な人口増加に國の教育的施策が追従出来ず、1816年ロンドンの総人口約100万の内、文字を解しない児童20万、1839年イングランド全土の2才から15才までの児童350万の内、未教育児童150万と言われている¹²。然し、産業革命を契機とした中産階級の出現によって、1840年代には産業人口の大部分は文盲状態からの脱却が¹³図られ、その結果、ロンドンのある酒場では、大小新聞報道紙40種余、地方紙7、外国紙6、雑誌24、季刊誌4、週刊紙11種等々取揃えて集まる客に供し、この成功はロンドン市内の酒場の数を飛躍的に増加せしめたという¹⁴。タイムス紙は、1848年には両面印刷可能な輪転機を駆使して¹⁵、1860年代には平均発行部数7万を誇り¹⁶、イングランド全土の新聞数も印刷税継続時代の1851年には563紙であったものが、同税徵收撤廃後の1867年には1294紙、1895年には2304紙に急増しているのである¹⁷。

以上述べて来た如くの往来の自由と情報伝播地域の飛躍的な拡大は、当然のことながら、かつての狭隘な地域社会の個性的なフットボール同志の、相互の競技方法や競技規則の調整を具体化させ、ひいては相互の対抗競技会の開催を可能ならしめる重要な要因となった。

今日知られている1863年の成文化された競技規則の制定及びF. A. の設立は必ずしも全国的規模のものではなく、ロンドン市周辺の11のクラブ間の統一的競技規則の確立を目指したものであって、他の多くのパブリック・スクールや各地方に散在するフットボール・クラブは、依然としてそれぞれ固有の競技規則に従ったフットボールを行っていた。又、F. A. 設立当初のフットボールは、今日近代的スポーツ競技として親しんでいるサッカー競技とその内容構造は必ずしも一致しない。そこで今、若干の資料を基に1866年当時のフットボールの再現を試みて以下の検討の資料としたい。

競技場は現行の広さと同程度であったか、明確な画線は行われず、建物

や立ち木、旗等による大まかな区分であった¹⁸⁾。ゴール・ポストは約8フィートの間隔で立てられ、クロス・バーはまだ存在しない¹⁹⁾。競技者は長ズボンかニッカボッカと、多くの場合、胸に校章をつけたタテジマのジャージを着用し、ふち飾りのついた帽子か古い様式のナイトキャップをかぶり、がんじょうな靴をはいていた²⁰⁾。

競技者の配置は多くの場合9人のフォワード、2人のビハインドであり、1865年からゴール・カバー1名、バック1名、ハーフ・バック1名、フォワード8名が標準的なライン・アップであり、1870年からゴール・カバー1名、バック1名、ハーフ・バック2名、フォワード7名となり、1883年まで純然たるゴール・キーパーは存在しない²¹⁾。

競技形態はボールより前方でプレー出来なかったことを前提として、1人のフォワードがボールをドリブルして前方に進出すると、他のフォワードがその後方を密集して追従し、ボールの保持者がボールのコントロールを失うと、次のフォワードが代って突進する、謂ゆるマス・ドリブルを中心としたもので²²⁾、相手の蹴り上げたボールを空中でフェア・キャッチすれば、ドロップ・キックでゲームを再開するのが通常であった²³⁾。ドリブルの技術については「敵の根城に向っての恐れを知らぬ勇猛な突進こそ最も重要である。弱点を見抜くすばやい目と成功に至る過程を予測し実行する意志が要求される」²⁴⁾と述べられている程、単なるボール・コントロールの技術ではなく、強固な意志の表現手段として重視されたものと考えられる。ボールを手で保持して走ったり、手で打ち、投げる方法で味方にボールを渡すことは許るされなかつたが、自分の頭より高い位置にはずんだボールは手を用いて地上に置くことは許るされ²⁵⁾、バックの競技者は、高く飛来するボールを両足を地面に確かりとつけ、片足の踵で地面に印をつけながら正確にキャッチし、「マーク」と叫ぶことによって、その地点からのフリー・キックが許るされていた²⁶⁾。側線の外側にボールが逸脱した場合は、そのボールをタッチ・ダウンした側により片手で直角に投入され、地表に落下するまで競技出来なかつた²⁷⁾。又、ゴール・ラインとする

区分を越えたボールを、守備側の競技者がタッチ・ダウンした場合は、その直近位置のゴール・ラインにボールを置き、相手側の防衛を受けずに蹴ることが出来た²⁸⁾。攻撃側競技者によるタッチ・ダウンの場合はボールの横切ったゴール・ラインより15ヤード後方の地点にボールを置き、ゴールを狙って蹴ることが出来た。そのタッチ・ダウンがゴール・ポストに接近していた場合、相手側は蹴り終るまでゴールの後方に位置することが義務づけられ²⁹⁾、蹴られたボールがゴールに入れば得点となつた。これは、現行のコーナー・キックよりも、性格的にはペナルティ・キックに相当すると思われ³⁰⁾、得点が認定されると両軍はエンドを交代して競技を再開した³¹⁾。ボールが蹴られた時、その位置より相手側に進出していた味方の競技者は、相手側がボールに触れるまでは、積極的に競技に参加してはならないとする³²⁾、謂ゆるオフサイド・ルールの原型が定められ、この原型には、1867年にボールより前方の競技者は、相手側の競技者が3名以上前方に位置している場合は、競技に参加してよいとする、前方へのパスを可能にならしめた重要な変更が、フェアー・キャッチ条項の削除と共に、加えられて³³⁾、ここにサッカー競技の技術的内容構造に関する近代化過程の起点を見出すことが出来る。以後、F.A.は、これまで示して来た競技規則の変更等の調整的手続きを通して、自らの権威を高め、競技の危険性を除去することによって多くの賛同者を集め、急激な大衆化に傾斜して行くのである。

1871年、ゴール・キーパーの手の使用を認める条項が明示され³⁴⁾、以後、コーナー・キック、クロス・バー、スローイン、エンド交代等々にシェフィールド・アソシエーションの影響力を反映させた競技規則へと改正が進むのであるが、このシェフィールド・アソシエーションとは、1863年のF.A.創立には積極的な関心を示さなかった北部の新興工業都市シェフィールド市を中心とした、独自の競技規則を定めて各種の競技を行っていたグループのことである³⁵⁾、1866年3月にはF.A.参加のロンドン周辺のチームに対し対抗競技を呼びかけ、次の如く述べている³⁶⁾。

1. 競技場は長さ180ヤード、巾80ヤードであること。
2. ロンドン・アソシエーション・チームは白いシャツ、白い短ズボン、白いストッキングを着用すること。
3. ボールはリリーホワイト5号を使用すること。
4. 競技は午後3時に開始し、午後4時30分に終了すること。
5. 試合通告は“*The Field*”, “*Bell's Life*”, “*Sporting Life*”, “*Sportman*”に送られること。

このシェフィールド・アソシエーションとF.A.の競技規則の間には後述する如く明らかな相違点があったが、F.A.側の強い主張によって、第一回の試合はF.A.の競技規則の下に、1866年3月、ロンドンのバッターシー・パークで行われた。結果はF.A.側が2ゴール、4タッチ・ダウンを上げて快勝し、これが契機となってミドルセックス、リー、ケント等のチームとも交流試合が活潑に行われるようになった⁸⁷⁾。この様な相互に異なる競技規則を有する集団同志の交流には、必然的に統一競技規則を制定する必要性が生じ、1877年4月に、これが実現したものである⁸⁸⁾。

以下は、フットボール・アソシエーションの競技規則（以下F.A.ルールと言う）と、シェフィールド・アソシエーションの競技規則（以下S.A.ルールと言う）との相違を述べたものであるが⁸⁹⁾、この両者の妥協案的統一競技規則の形成過程は極めて実際的で興味あるところである。

まず、F.A.ルールにおけるゴール高表示は、「高さ8フィートにテープを張る」としてあるが、S.A.ルールでは、「高さ9フィートに横棒をわたす」と示され、後述する統一ルールでは、「8フィートの高さにテープ又は横棒をわたす」とされている。試合開始方法も大体において一致するが、S.A.ルールではハーフ・タイム後のキック・オフはエンドを交代して、試合開始時と同方向に行うことが明示されている。ボールが側線外に出た後の処置は極めて対照的で、F.A.ルールでは、「側線外に出たボールに最初に触れた（タッチ・ダウンした）競技者が、直近の境界線から直角方向に投入し、そのボールが地面に触れるまで競技を再開してはな

らない。又、投入者は他の競技者がボールに触れる迄は競技に参加してはならない」とされ、S.A.ルールにおいては、「ボールを蹴り出した相手側の競技者が、ボールの出た地点から蹴り入れる事が出来、その場合、他の競技者は6ヤード以上離れていなければならぬ」とされている。

オフサイド・ルールに関しては顕著な相違点がある。F.A.ルールにおいては、「ある競技者がボールを蹴った時、その競技者と同じ側の競技者が、相手側のゴール・ラインに近く位置していた場合には競技は停止され、他の競技者がボールを扱うまでは、ボールに触れたり、その他の如何なるプレーも行ってはならない。但し、3名の相手側競技者が当該競技者と相手側ゴールの間に居る場合を除外する。又、ゴール・ラインの後方からのキックについても競技は停止されない」とされているのに対し、S.A.ルールにおいては、「相手側ゴールと、ボールを追い駆けている時を除外したゴール・キーパーとの間の相手側競技者は、オフサイドであり、競技は停止される。ゴール・キーパーは競技開始時に自陣ゴールに一番近く位置する競技者である」とされている。

謂ゆる、コーナー・キック、ゴール・キック、に関する規程は、S.A.ルールについて、「ボールがゴール・ラインの後方にキックされた場合、ボールを出した側の相手側の競技者は、ボールの出た所に直近のコーナー・フラッグから蹴り入れることが出来る。蹴り終るまで、ボールから6ヤード以内に近づくことは許されない」とする明確なコーナー・キックに関する条項が示されている。

決定的な両者の相違点は、以下に述べる不正・不法行為に関する条項に表れる。つまり、F.A.ルールにおいては、「競技者は、ボールを、手で持ち運んだり、打ったりしてはならない。ボールを手で扱うことは、如何なる理由でも禁止される」と丈述べられているのに対し、S.A.ルールにおいては、「競技者はフェア・キャッチやアームブレッド・キャッチを除いて手や腕でボールを止めてはならない。この規則に違反した側は、罰として、相手側にフリー・キックをとられる。攻撃側は蹴り手の6ヤー

ド以内に近づいてはならないが、自陣ゴール・ラインの後方に位置する競技者に対しては拡大して適用されない。守備側の競技者に対してはゴールの3ヤード以内を除いて、このルールは適用されない」とする明確な処罰規程を設けているのである。又、トリッピングやハッキングに対してもS.A.ルールでは「罪を犯した側の如何なる競技者も、罰として相手側にフリー・キックをとられる。但し、フリー・キックから得点することは出来ない」としている点は注目に値する。従って、S.A.ルールにおいては、最終条項において、「前述の競技規則を実施するために、競技終了に至るまでの全てを裁決するアンパイラーを各サイドから一名づつ競技開始時までに指名する。アンパイラーはフェアーレーとアンフェアーレーとの唯一の判定者であり、如何なる種類のファール・プレーに対してもペナルティーを科す権限を有している。各アンパイラーは自分の所属するチームによって守備されているゴールに近い方の競技場の半分を裁定する」、と述べられ、明らかに強制秩序の整備が強調されている。尚、この強制的規範を巡る論議には、唐木⁴⁰⁾、中村⁴¹⁾、永嶋⁴²⁾、多和⁴³⁾、鶴岡⁴⁴⁾等に優れた知見が蓄積されているので、ここではその起点を述べるに止める。

1877年、F.A.とS.A.の両者の間に合議が成立し、統一的競技規則が全国的に公表され⁴⁵⁾、この新旧両勢力を代表する両者の合意は、多くのパブリック・スクールの卒業生を中心とするクラブや他のアソシエーションにも容認されるものとなったのが、以下にその概略を示す「1878年の競技規則」である。尚、() 内は現行競技規則の概当条項を示したものである。

1 競技場の許容幅員は次の通り。

最大長 200ヤード、 最少長 100ヤード

最大幅 100ヤード、 最少幅 50ヤード

幅員は旗で区分され、ゴールは8ヤード間隔の直立した柱で、地表から8フィートの高さにテープ、又は横棒をわたす。（競技場及び附帯設備、競技規則第1条）

2 トスの勝者は、キック・オフかゴールの何れかを選択出来る。競技は場の中央から、プレース・キックをもって開始されるが、相手側はキック・オフが完了するまで、10ヤード以内に近づくことは許るされない。又、如何なる競技者も、ボールが相手側ゴールに向ってキック・オフされるまでは場の中央を横切って進出することは許るされない。（競技開始、競技規則第8条）

3 エンドはハーフ・タイムにおいてのみ交代する。得点後は失点側からのキック・オフとし、ハーフ・タイム後は最初にキック・オフした相手側がこれを行う。キック・オフに当っては第2条が常に有効である。（競技開始、競技規則第8条）

4 手で投げ、打ち、持ち運こばれずにボールがゴール・ポスト間のテープ文はバーの下を通過した時をもって得点とする。競技中にボールがゴールに当ってポストやバーやテープからはね返った場合でも競技は続行される。（得点、競技規則第10条）

5 ボールが側線外に出た場合、ボールを蹴り出した側の相手側競技者が、ボールの出た地点から、投入者の選んだ認意の方向へ投げ入れることが出来る。ボールが最少6ヤード投げられた時、競技は再開される。投入者は他の競技者がボールに触れるまで競技に参加してはならない。（スローイン、競技規則第15条）

6 競技者がボールを蹴った時、或は側線外から投入した時、少くとも3人の競技者が自陣ゴール・ラインに近く位置していない限り、蹴り或は投げられた瞬間に、その競技者と同じ側の競技者が相手側ゴール・ラインに近づいていると競技は停止される。そして、他の競技者がそのボールを扱うまで、如何なる方法をもってしても、ボールに触れたり他の競技者の防害をしたりしてはならない。然し、ボールがゴール・ラインから蹴られた場合はこの限りでない。（オフサイド、競技規則第11条）

7 相手側競技者の一人によってゴール・ラインの後方にボールが蹴り出された時、相手側の任意の競技者はゴール・ポストから6ヤード以内に

ボールを置いて蹴ることが出来る。一方、ゴール・ライン側の競技者によって蹴り出された場合は、相手側の任意の競技者によってコーナー・フラッグの1ヤード以内にボールを置いて蹴り入れられる。その場合、他の競技者はボールが蹴り終るまで6ヤード以内に近づくことは許さない。

(ゴール・キック、コーナー・キック、競技規則第16・17条)

8 競技者はボールを手で持ち運こぶ、打つ等、如何なる理由でもボールを手で扱うことは禁止される。但し、ゴール・キーパーの場合は除外される。ゴール・キーパーは自陣のゴールを守るために、手でボールを打ち、投げることは許されるが、手で持ち運こぶことは許されない。ゴール・キーパーは競技中に交代することは出来るが、それは競技に参加している他の競技者との間に限られ、同時に二人がゴール・キーパーとして競技することは許されない。又、二人目のその競技者は、正規のゴール・キーパーが場所を明け渡さない限り、ゴール・キーパーとして競技することは出来ない。(競技者、競技規則第3条)

9 トリッピングとハッキングは決して許さない。又、競技者は背後からチャージされない限り、手を用いて相手を抱えたり、押したりすることは出来ない。相手ゴールに背を向けている競技者は、背後からのチャージに関するこの特権を主張出来ない。(反則、競技規則第12条)

10 競技者は靴の踵や底に、如何なる種類の Nails (皮と同じ高さのものを除く) や、鉄の板、Gutta-Parcha を着けることは出来ない。(競技者の用具、競技規則第4条)

11 競技規則 6, 8, 9, 及び14に対する如何なる種類の違反にも、罰として、違反を犯した地点から、相手側にフリー・キックを与えるなければならない。(反則、競技規則第12条)

12 如何なるフリー・キックからも得点出来ない。又、フリー・キックされたボールが他の競技者に触れるまで、ボールを蹴った競技者は競技に参加することは出来ない。キック・オフ、コーナー・キックについても同様である。(反則、競技規則第12条)

13 競技規則6, 8, 9, 14に対する競技中の違反と思われる場合でも、アンパイラーが主将からのアッピールを受けて裁決を下すまでは、競技は続行されるべきである。（現行競技規則には該当条文がないが、敢て言えば主審の任務、競技規則第5条であろうか）

14 競技者は、彼の上を飛び越えて行く相手をチャージすることは許されない。（反則、競技規則第12条）

この14ヶ条から成る競技規則こそ、現行の近代的スポーツ競技としてのサッカー競技の内容構造と、基本的部分において極めて高い類似性が認められるもので、サッカー競技の実質的な近代化過程の起点を、当該競技規則の成立に求め、以下の検討を進めるのが本稿の立場である。

- 1) 坂本康博、前掲書。
- 2) マッキントッシュ, P.C., 前掲書, 57頁。中村敏夫、前掲書, 113—117頁。
- 3) マントウ, ポール, 徳増他訳、『産業革命』、135—137頁、東洋経済新報社、昭和39年。
- 4) コート, W., 荒井他訳、『イギリス近代経済史』、81—82頁、ミネルヴァ書房、1957年。
- 5) 堀経夫、『英吉利社会経済史』、81頁、章華社、昭和9年。
- 6) 日本国鉄道外務部編、鐵道の誕生と發展、『イギリス鐵道と交通政策』、1頁、昭和49年。
- 7) 前掲書。
- 8) 荒井政治、『近代イギリス経済史』、86頁、未来社、1968年。
- 9) 磯部佑一郎、イギリス国内の大変革、『イギリス新聞物語』、66頁、ジャパンタイムス社、昭和49年。
- 10) 前掲書、67頁。
- 11) 前掲書。
- 12) 前掲書。
- 13) 前掲書、68頁。
- 14) 前掲書、81頁。
- 15) 前掲書、82頁。
- 16) 前掲書。
- 17) Green, Geoffrey., op. cit., p.27, ダニング、前掲書、152頁。
- 18) Rous, Stanley., op. cit., p.22, p.141, 外隔線を引くようになったのは1883年からである。

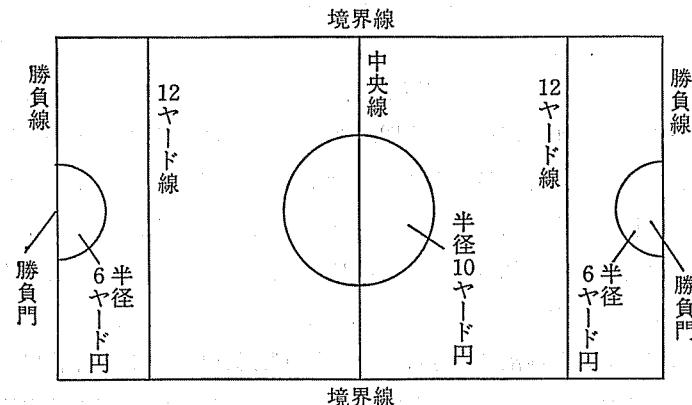
- 19) ibid.
- 20) Signy, Dennis., "A Pictorial History of Soccer", p.19, Spring Books, 1968, 1904年F. A. ルールで短ズボンの着用が規定されるまで、膝を保護するために長ズボンを着用していた。
- 21) Delaney, Terence., op. cit., p.25.
- 22) ibid., 1870年代までは、"Dribbling Game" が中心であった。
- 23) ibid.
- 24) ibid., p.26.
- 25) ibid., オーストラリアン・フットボール等に、この運動形態を見ることが出来る。
- 26) ibid., "fair catch", "mark".
- 27) ibid., 前に示したラグビー・フットボールの運動形態と類似している。
- 28) ibid., 守備側がタッチ・ダウントした場合にのみ、現行の謂ゆるゴール・キックが許される。
- 29) ibid.
- 30) ibid.
- 31) ibid.
- 32) ibid., p.27.
- 33) ibid.
- 34) ibid.
- 35) ibid., p.28.
- 36) ibid., 競技時間、使用ボールを定めた最初の試合である。
- 37) ibid., この試合のリターン・マッチは、後日シェフィールド・ルールで行われ、1900年からは、定期的に行われる対抗競技となった。
- 38) Rous, Stanley., op. cit., p.28.
- 39) ibid., pp.24—27. 当書は F.I.F.A. の公式出版物であり、執筆者は Sir Stanley Rous C.B.E. と Donald Ford M.A. である。よって、以下の検討は当書に掲載されている競技規則によった。
- 40) 唐木国彦, 近代スポーツ成立過程研究の課題, 一橋論叢, 第68巻, 第1号, 97—104頁, 一橋大学, 1972年。
- 41) 中村敏夫, 前掲書。
- 42) 永嶋正俊, スポーツルールに関する一考察, サッカーのルールの変遷過程から見た罰則規定の出現を中心に, 日本大学人文科学研究所研究紀要, 第18巻, 49—72頁, 1976年。スポーツ・ルールに関する一考察, ルール規範に対する競技者・審判の在り方にに関する提言, 日本大学文理学部人文科学研究所創立70周年記念論文集, 87—106頁。

- 43) 多和健雄, 前掲書。歴史的にみるスポーツのルール・マナーズ, 学校体育, 第32巻, 第13号, 30—35頁, 1979年。スポーツルールの窮屈にあるもの, 体育の科学, 第26巻, 第1号, 15—18頁, 1976年。
- 44) 鶴岡英一, イギリス・スポーツの系譜, 広島大学教養部紀要II, 人文・社会科学, 38—63頁, 第4巻, 1971年。
- 45) Rous, Stanley., op. cit., pp. 31—32.
- 46) ibid., pp. 28—30.

(四)

わが国における本格的なフットボールの指導書は、明治36年、美満津商店より刊行された『フットボール』¹⁾ 及び、東京高等師範学校フットボール部刊行の『アッソシエーションフットボール』²⁾ をもって嚆矢とする。両書共に英國フットボール・アソシエーション制定とする競技規則を掲載しているが、その内容には若干の差異が認められる。高師本については「本書所載のゲーム規則は西紀一千九百〇三年英國ロンドンにて出版せる “Football by Charles G. B. Marriott and C. W. Alcock” に従へるものなり」³⁾ として、「西紀一千八百九拾七年五月英國に於てインターナショナルボードに依て定められたる規定は即ち現今行はれつつあるアッソシエーションゲームの規則にして本年即ち一千九百〇三年出版の, Charles T. B. Marriot and C. W. Alcock に従へば、只其極めて細末の点に於て変更を加へられたるに過ぎず」⁴⁾ と述べられているところから、当書所収の競技規則が1897年のF. A. ルールに準拠していることが判明する。又、美満津本については、その原典が不明であるところから、何れの競技規則に基づいているかは特定し難い。例えば「其四隅には各々高さ五呎以上の棒ある旗を立て」⁵⁾ との記載があるが、F. A. ルールでのコーナー・フラッグの高さが5フィート以上と定められたのが1896年であるところから大体この時期に概当することが判る⁶⁾。又、「各勝負線より競技場の中央に向けて12碼の距離に於て各々一線を標記して十二ヤード線とし、又、場の中央に中央線を標記すべし」⁷⁾ とあるが、F. A. ルールでセンター・ラインが定め

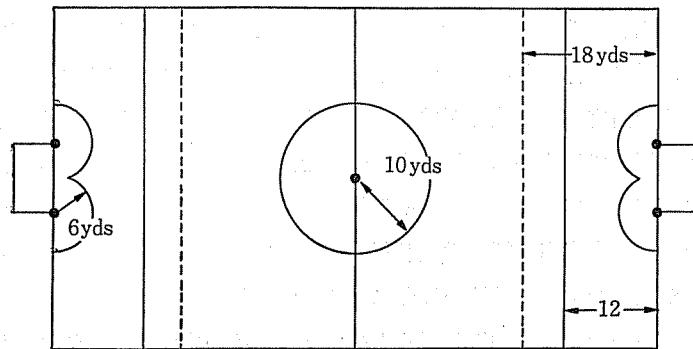
図一 1



当書附録競技規則第7条では「最近ノ勝負門柱ヨリ6ヤード以内ノ所ニ於テ之ヲ蹴戻スヘシ」と記載されているから、図示された勝負門より半径6ヤード円は記者等の作図上の間違いと思われる。

図一 2

1891—1895



"A History of The Laws of Association Football", p.142, より
転載。

られたのは1891年以後であり、12ヤード・ラインは1891年から1901年まで存在したことが判っている⁸⁾。図一1は同書所収の、図一2は1891年から1895年までのF.A.ルールに基づく競技場の仕様であるが⁹⁾、大体の類似性が認められるところから、高師本刊行より若干前の、1891年(明治24年)インターナショナル・ボード制定¹⁰⁾による競技規則に準拠したものと推定出来る。1863年F.A.の設立当初から1891年までの間に、フットボールの競技規則は極めて大きな変革を遂げたのであるが、わが国のフットボール界が、この時期を全く知らずに、程んど近代的スポーツ競技として完成に近づいたものを受容したことによって、競技規則の解釈や倫理的背景の理解に当っての大きな混乱は起きなかったものと思われる。1870年代以後の英国におけるフットボールの展開は、かっての上流・中流階級の独占的立場を弱体化させて大衆化の一途をたどる過程での、必然的な価値体系の混乱と、プロフェッショナリズムの抬頭による競技者の規範的・行動的属性の転換が行われていたものと思われる¹¹⁾。この社会構造自体の変容に伴っての競技規則の改正は、1873年以後の処罰規定の制定及び強化や、以後の審判制度の確立となって投影されているのである。つまり、英国におけるフットボールの展開は、社会が文明化の過程をたどった結果として、必然的にその内容構造を熟成させつつ今日に至っているのに対し、わが国においては、単に西洋文明の移入の一端としてフットボールが移入されたもので¹²⁾、その内容構造や機能が熟成する遂次的な経過は全く期待出来なかつたため、極めて形式的に競技内容の受容を追求した結果、謂ゆる近代的スポーツ競技としての内容構造への近接が遅くれたと言うことが出来る¹³⁾。然しながら、東京高等師範学校刊行の『アッソシエーションフットボール』は、わが国のサッカー競技の展開に極めて画期的な影響力を示した、数少ない試みの一つとして評価し得るものであり、その内容を技術的に分析することが、当時の近代的スポーツ競技を受容する側の理解程度や実際的な競技の内容構造を示す唯一の手掛りと成り得ることを期待して、以下にその吟味を行うことにする。

当書は、「斯の如く欧米に盛んなる此の遊戯が今日我が國に於て一も行はれざるは大ひに余の遺憾とする所其の不振の原因固より多々あらんも要するに其の方法を解する能はざるが為めなるべく其方法を解せざるは之れ我が國に於て未だ適當なる邦文の書なきに帰因すべきか」¹⁴⁾ とする、中村覚之助¹⁵⁾を中心とする東京高等師範学校アッソシエーションフットボール部によって刊行されたもので、単なる翻訳書ではなく、随所に著者等の実際の競技体験に基づく所感が被瀝されており、極めて高水準の指導書として評価し得る。この書で「各地の中学校師範学校よりフットボールゲームの仕方の説明を需むること甚だ少からざりし」¹⁶⁾ と述べられているのは、明治32年「中学校令」が改正され、尋常中学校の名称を改めて中学校として、特に男子に対する高等普通教育を定めた五年制（一ヶ年以内の補習科が付設されていた）の学校が新たに発足したことに由来する¹⁷⁾。つまり、中学校令施行以前の明治31年度における尋常中学校数は官公私立、分校数も合せて168校、生徒数61,457名、教員2,601名であったものが、明治36年度には、各々242校、98,000名、4,793名となり、明治45年度には315校、128,973名、6,220名と急増しているのである¹⁸⁾。同じく師範学校についても、師範学校令施行以前の明治29年度では、尋常師範学校数47校、生徒数（本科、簡易科、予備科を含む）6,347名、教員数692名であったものが、明治36年度には、各々61校、19,466名、1,069名、明治45年度には86校、24,902名、1,619名となっており¹⁹⁾、この急増に対しての教育的内容の追従が著しく立ち遅れていたのである²⁰⁾。又、文部省令第3号「中学校施行規則」²¹⁾に基づく、明治34年の文部省訓令第3号「中学校教授要目」²²⁾の制定において、「特ニ適宜各種ノ遊戯運動ヲ奨励スヘシ」²³⁾とする施策を受け、全国中学校長会議は、容易に行うことが出来、経済的負担の少ない、娯楽としても、体育としても、又共同心の養成のためにも、中学校において奨励すべき遊戯としてフットボールを支持しているのである。尚、当書の発行部数は不明であるが、明治41年同校編著による改訂版が1,000部刊行されていることから²⁵⁾、同程度の発行部数を有していたものと推定され

る。発行所は大阪に本店を持ち、東京に支店を出していた鐘美堂で、定価は40銭、A4版、本文107頁のものである。

当書の述べるフットボールの真価とは、「人心感化の具に遊戯を尊重歓迎すると共に、共同的団体的精神の養成の具」²⁶⁾であり、「遊戯運動の性質は其の人数の多いものは興味も又多い」²⁷⁾こと、由来、「我国では一騎打を尊重」²⁸⁾する気風があったが、これは「社会の団体事業共同会合の裏に在りても各人皆利己心盛んにして自己一人の利益のためには幾多他人の利益を犠牲に供して敢て顧みるなし」²⁹⁾とする風習になって現出する悪弊を除去するに役立つこと、遊戯中においては「人の心は天真爛漫」³⁰⁾となり、「自然の感化は実に此の様にありて存す」³¹⁾と述べている等、極めて啓蒙的な主張が強調されているのであるが、その反面、この競技を行うに当っては経費が少く、「筋骨の練磨と精神上の壮快を得る」³²⁾のに時間を有効に使える利点を挙げ、「身体的に我国人の足部の発達に大いに欠くる部分がある」³³⁾ので足部の運動を主とするフットボールが最適であるとし、更に学業終了後の社会人としての欧米との比較にも触れ、「我国人の早熟老成を短所として欧米人と同等の活躍」³⁴⁾が出来ないことを嘆じ、この理由は運動遊戯の真の価値を解せないからだと述べ、「公園の一部を割いてフットボールフィールドとなし」³⁵⁾、「共同運動場」³⁶⁾の設立を提言しているのは、極めて先見的な主張として評価し得る。又、競技用の用具等についても、インターナショナル・ボード制定の規準を詳細に紹介しながら³⁷⁾、我が国の実情に適合し得るように簡便かつ実際的な仕様を述べている。つまり、ボールの大きさ、重さ等についても、基準とは別個に、その許容の範囲を拡大し、空気ポンプは人の呼気、靴についてもフットボール専用は10円もするので「アミアゲ」を代用し、最も簡便な方法は、普通の足袋のつま先を糸で補強したり、綿や厚布を縫い重ねると良いとしている。着衣は半袖シャツ、半ズボンに脚脛、又はズボンにゲートル、グランドについても、我が国の実情から、その規格は厳密には定め難いとし、狭隘な場所では競技人数を少くすることで、諸規則を理解し、「技術及作戦の方略」に長足

の進歩を遂げることが記者等の経験から判明していると述べているのは注目に価する³⁸⁾。

次に競技者の属性についての記者等の考え方をポジション別に検討する。ゴール・キーパーについては当時の規則で「味方のフィールド内（全フィールドの内側の半分）にて手を用ゆるを得」³⁹⁾とされていたことから、身体的に著しく優れることに加えて、後方からの味方の位置に対する命令や、利己的行動に対する制止など、心身両面からの指導的立場が、「体格強壮能く走り能く働き、然も虚心平氣慎重にして余裕あるの間、果斷の精神に富まざる可からず。危機將さに至らんとするも逡巡するなく、四囲皆敵手ならんも、自若として其の処置を誤らざるの大勇氣有り、大自信なかる可からず此の任に當るものは最も老練にして其の組の与望厚き人ならざる可からざるは論なし」⁴⁰⁾と強調されている。然しながら、実際的な技術は、相手側からの熱球（シュート）に対して、「なるべくディレクト（飛び来る球が地に落ちざる前に蹴るを言う）を蹴らずに一旦ボールを手に取り然る後ち激しく蹴るを最も安全にして有功なりとす」⁴¹⁾とし、「ディレクト」で蹴ると飛距離は出るが不正確であるので、「ゴールキーパー其の人の得意の手腕あるべければ宣しく己れの考ふる所に従うべきなり」⁴²⁾と述べている点等から、本学に於ける体育授業の初期においての、サッカー競技に未経験ではあるが、特に元気の良い学生がゴール・キーパーを行う際にしばしば行うが、成功することの少ない状況が想像されるのである。バックについては、後方に位置し、飛来するボールを蹴返すことを主任務としてはいるが、「或は進み、或は退く場合に於ての位置は大に判断を要す。若し攻撃の位置に立てる組のものならんには功みに働き以て敵のフォワーズをオフサイドにならしむるは最も有益の策たり」⁴³⁾として、謂ゆるオフサイド・トラップを効果的に用いる戦術が示されているのである。当時のオフサイド・ルールでは、三人以上の相手側競技者の存在が必要条件であったから、この戦術は極めて有効であり、技巧的に常用されたら得点することは容易ではなかったであろう。又、バックは単に前方への長大

なキックのみでなく、ショートパスの有効な利用が図られていたことは、「ボールをパス (Pass) するに当りては高くするよりも低くパスするは、たとひ、外見美事ならざるが如きも、其の実際の利益に遙かに勝りれ」⁴⁴⁾として足の側方を以てする謂ゆるサイドキックで、至近の距離に居る味方の前軍にボールを渡すこと、或はバック同志のパスを常用していたことは、「フル・バックよりハーフ・バックに、ハーフ・バックよりフル・バックにパスするが如きも、甚だ功を奏すること少なからざるなり」⁴⁵⁾とする記述等から明らかである。これは極めて現代的戦法が一部で採用されていたことの示唆である。この事は、「敏捷活潑にして、体力の強壮なることの必要よりも寧ろ敵の前軍の将さになさんとする策を看破し、之れに応ずるの機智なかる可からず、神速なる判断力を有することは此の任に当るものの大要件たるなり」⁴⁶⁾とする、ハーフ・バックの任務としての攻守両面に亘る行動力及び判断力が強調されている点についても同様であり、フォワードについての、「特に熟練なるプレーヤーに至りてはゴールをショットするに、足の側方を以て蹴るを以て、其ボールが甚だしくカーブ（曲線を引きつつ進むことを言う）しつつ飛び行くを以て、大にゴールキーパーを苦しむるものなり」⁴⁷⁾とする記述にも、単に力強さ丈ではないその近代的なフットボール感覚の一端を伺うことが出来るが、その反面、相手側競技者に対応する技術的理解の程度は、「之れ等特殊の点に至りては此小冊子の悉く記載し、説明し得る所にあらず。又たとひ、之を詳述するも机上の空論、一一、了解する能はざるや、明らかなるのみならず、之れを実地に行ふは最も、容易の策にあらず。読者諸君、宣しく自ら研究し、自ら悟る所なかるべからず」⁴⁸⁾と述べる程度であり、競技者の行動的原理に関する記述は極めて乏しい。つまり、対ボール関係に対する技術的理解程度は、その蹴り方に集中的に示され、味方や相手側競技者に対する戦術的理解程度には、著るしい形式化傾向を見出すことが出来るのである。当書が重視している集団技能とは、「一致共同は、同時に其の各プレーヤーの各自々尽すべき任務を正当に尽す可きことを意味す。将さに自己のなすべき正

当の場合を徒らに他に譲るは甚だ不可なり。之れ反面より論すれば、人をして他人の仕事を侵害せしむることなるのみならず實に大なる不利なればなり。故に徒らに、人に譲らず、漫りに人の為す可き所を浸ざる所に真の一一致団結が行はる可きなり」⁴⁹⁾と述べ、「各プレーヤーは皆夫々自己の働くべき職分を了得し、有機的に相結合し活動することの必要なるは今再び茲に賛するの要なしと雖も、兎角我國人の性格として、之を実行すること甚だ困難にして斯くては我が國に於けるフットボールゲームの進歩發達には多大の防害をなすのみならず、此の遊戯が最価値ありとして称せられる幾多の精神的方面の利益の大部、否、寧ろ其全部が徒らに没却せられんのみ」⁵⁰⁾として、「斯る人によりて組織せられたる敵味方の混戦は實に乱雑にして規則行われず秩序なく之を真正なるゲームと言はんよりも寧ろボールの喧嘩と評するが遙かに至当なるべし。我國今日に至るも此の技の發達せざる主なる原因茲にあり」⁵¹⁾と結論づけている。これ等の問題意識は競技者の配置及び任務に対しても、極めて形式的・図式的な性格づけを行うことによって解決が図られ、「右に居るべきもの左に行き、進むべきものが退き後ろに居るべきものが前を超して進む等顛倒したることはなかるべきを正當とす。且理想的整頓したる組に於ては矢張り、其の最初の大体の形を保ちて進むが如し」⁵²⁾とし、「紙上の議論は之れを読まざるに勝ると雖も、之れにより得る所の利甚だ少なかるべし。故に余は此所に又其れ等を詳論するを止め、一にプレーヤーの経験に訴へんとする」⁵³⁾と述べ、極めて形式的な1：2：3：5の競技者配置を示し、競技者が幾多の競技経験を集積することによって、攻守両面に亘る、より効果的な位置のとり方を修得出来るであろうと述べている。

前章で示した通り、英國におけるスクール・フットボールでは、ボールに対して、相手に対して、勇敢に突進する気風が高く評価され、その近代化過程が、ボールを奪い合う段階での価値観の相違を調整する意味での競技規則の制定を起点として始まり、遂次的に技術的・戦術的展開と競技規則の修正・改良を併合させつつ現在に至ったものであるが、わが国のサッ

カ一競技がそれとは極めて異質な形成過程を経たことは、以下の記述にも窺うことが出来る。

実際的技術の習得を目指した「ゲーム以外の練習」⁵⁴⁾は、円陣によるボールを止めないで蹴る練習を第一とし、次いで「プレース・キック」を重要視し、「吾人の経験によればプレースキックをなすときは其瓜先きをなる可くボールの下方に入れ殆んど地を蹴るが如き考へにて之を蹴るときはボールの上ること容易」と述べ、この蹴り方によってボールは回転して地上での変化が大となり極めて有効とし、左右への変化球として「カッティング」を推めている。又、横から来るボールの蹴り方に習熟するか否かは競技の勝負に大きく関与すると述べ、これ等の蹴り方は左右何れの足でも行えるように練習すべきだとしている。当書は、「フットボールが要する人」⁵⁵⁾として、競技適性に関しても言及している。それによると規定に合致した競技場でのフットボールは、17・8才から40才前後までが適當とし、競技場の大きさ、ボールの大小、競技時間の相違、等によっては小中学生の男子の身体発育に適當と述べ、女子の遊戯としての適性は専門家に一任せすべきだとしている。その適性は身体的問題よりも公徳心の有無にあるとする前提のもとに、「人情の弱点として敵に勝たんが為め不正の行為をなし為めに或は争論を引き起すが如きことなしとせず」⁵⁶⁾として、「競技中にて道徳違反の行為は其の運動活潑なる丈け夫れ丈け直接に敵手の身体を損傷すること少なからず身体の強健を謀らん為めの運動遊戯に於て身体の損傷を招くの愚なるや既に論なし」⁵⁷⁾と述べ、身体損傷は一時的な問題として治療も可能であるが、不正行為で蒙った精神的損傷は、「人を害し己れを害し斯くて其悪風滔々たらんには高尚なるべからん遊戯も一種の喧嘩争闘と撰ぶ所なきに終らんのみ」⁵⁸⁾として、運動遊戯としての本来の価値の減少を懸念し、英米諸国における競技中の道徳的行為の高尚さを賛美し、「遊戯場は花の如く月の如き高尚優美無邪氣なる天真爛漫の心情を赤裸々に表はすべき所たるをを以てするにあらずや」⁵⁹⁾と述べ、「之れ實に吾人の欣慕措く能はざる所にして之れ等遊戯中の美なる心情は之れ社会の秩序あ

り規律あり円満なる日常の生活より来るものなれば直ちに之を学ぶ能はざるべきも遊戯中常に之れを慎み相互に相制裁するに注意せば彼等の美徳に達する難からざらんや」¹⁰⁰⁾ と結論づけている。この自個統制の原理や精神的価値の尚揚は、以後の教育的環境の内で極めて強力に作用し、ボールを奪い合う段階での基本的技能、つまりボールの意図的な操作が、形式的な集団技能に遮蔽されて、本来的な集団対集団の技能構造が構築出来なかつたとするのが本稿の立場である。

- 1) 伊東卓夫, 『フートボール』, 美満津商店, 明治36年。
- 2) 東京高等師範学校フットボール部編纂, 『アッソシエーションフットボール』, 鐘美堂, 明治36年。
- 3) 前掲書, 凡例, 1—2頁。
- 4) 前掲書, 84頁。
- 5) 伊東卓夫, 前掲書, 121頁。
- 6) Rous, Stanley., op. cit., p. 143.
- 7) 伊東卓夫, 前掲書, 122頁。
- 8) Rous, Stanley., op. cit.
- 9) ibid.
- 10) ibid., pp. 32—33, International Football Association Board, イングランド・スコットランド・ウェールズ・アイルランドの各協会の代表者2名づつで構成する。競技規則や競技に関する諸事項を協議決定するために、1882年に設立されたもの、以後競技規則の改正や統一的解釈は、この機関で行われたものが世界各国に共通したものとなった。
- 11) Delaney, Terence., op. cit., pp. 31—33.
- 12) 拙稿, 成城法学教養論集, 第3号。
- 13) 拙稿, 成城法学教養論集, 第4号。
- 14) 東京高等師範学校フットボール部, 前掲書, 坪井玄道, 序, 2頁。
- 15) 東京文理科大学・東京高等師範学校編, 『創立六十年』, 406頁, 昭和6年。
詳しくは、拙稿、前掲書、第4号、を参照されたい。
- 16) 東京高等師範学校フットボール部, 前掲書, 凡例, 1頁。
- 17) 文部省教育史編纂会, 『明治以降教育制度発達史』, 第4巻, 154—160頁,
昭和39年。
- 18) 明治36年度日本帝国文部省第32年報。
- 19) 前掲書。
- 20) 尾形裕康, 『日本教育通史』, 217頁, 早稲田大学出版部, 昭和43年。

- 21) 文部省教育史編纂会, 前掲書, 178—192頁。
- 22) 前掲書, 192—268頁。
- 23) 前掲書, 268頁。
- 24) 全国中学校長会議, 『全国中学校長会議要項』, 文部省普通学務局, 明治35年。
- 25) 埼玉県サッカーアカデミー編, 『輝く埼玉サッカー75年の歩み』, 78頁, 昭和58年。
- 26) 東京高等師範学校フットボール部, 前掲書, 緒編, 9頁。
- 27) 前掲書, 8頁。
- 28) 前掲書, 9頁。
- 29) 前掲書。
- 30) 前掲書。
- 31) 前掲書。
- 32) 前掲書, 11頁。
- 33) 前掲書, 12頁。
- 34) 前掲書, 16頁。
- 35) 前掲書, 18頁。
- 36) 前掲書。
- 37) 前掲書, 用具, 18—23頁。
- 38) 前掲書, フィールド, 26—27頁。
- 39) 前掲書, 演技者の任務, 48頁。
- 40) 前掲書, 46頁。
- 41) 前掲書, 49頁。
- 42) 前掲書, 50頁。
- 43) 前掲書, 52—53頁, F. A. がオフサイド・ルールの改正を行ったのは1925年である。この理由については、ロジャックはオフサイド・トラップの多用に依って得点の減少が顕著になったからだと述べている。op. cit., p. 23.
- 44) 前掲書, 54—55頁。
- 45) 前掲書, 55頁。
- 46) 前掲書, 56—57頁。
- 47) 前掲書, 62頁。
- 48) 前掲書。
- 49) 前掲書, 45頁。
- 50) 前掲書, ゲーム中におけるプレーヤーの注意, 77頁。
- 51) 前掲書。
- 52) 前掲書, プレーヤーの数及び配置, 71頁。
- 53) 前掲書, 76頁。

- 54) 前掲書, ゲーム以外の練習, 114—121頁。
- 55) 前掲書, フットボールが要する人, 121—127頁。
- 56) 前掲書, 124—125頁。
- 57) 前掲書。
- 58) 前掲書, 125頁。
- 59) 前掲書, 126頁。
- 60) 前掲書。

(五)

サッカー競技においては、対等の条件下において、集団と集団が一個のボールを奪い合い、ボールに対して何れの集団がより主体的立場を保有しているかを判断の基調として、攻撃的立場と防禦的立場に分別出来ることは前稿までに示した通りである。

この攻撃と防禦の両機能に対する経済性と合目的性が多角的に追求された結果、そこに集団としての組織的行動の基本原理が形成され、これが幾多の実際の競技を通して、社会的な道徳観・価値観の変容を伴った時間的推移の内に、試行錯誤的な淘汰を繰返しながら、高度な身体的能力と技術的習熟を背景とした実践的経過によって今日的な競技様式が構築されて来たのである。つまり、近代サッカー競技の形成過程は、難解な理論が先行したのではなく、実際の競技を通して、遂次的な修正改良が集積されることによって次第にある一つの実体が形成され、必要最少限の制限を明文化することによって競技規則の普遍性が整えられたと考えられるのである。

明治の初期、維新政府の西洋文化の積極的導入策を起因とするサッカー競技の移入は、スポーツ競技としての運動形態が他に転移する場合の一般的傾向である、直接的模倣から類似的行動へ展開する移行過程を経ずに、英本国において制定された競技規則や、一般的指導書を通しての概念的理解が先行して行われたことは極めて注目に値する。近代的スポーツ運動としてのサッカー競技における運動現象の複雑性は、今日の如く発達した各種の情報伝達手段をもってしても、容易にその内容を実体的に把握すること

とは困難であり、特に内容構造の伝達に際しては、その内容を受容する立場の学習者の理解を促進するために基本的行動の原理が極度に単純化かつ定型化され、これが実体的認識として誤認される傾向があり、運動現象としての複雑性が高まるにつれ、その傾向も飛躍的に強化される。又、近代的スポーツ競技としてのフットボールの形成過程には、その属する地域社会に固有の文化的特質が標めて強力に作用しており、特にその競技規則の成文化の過程では、類似性が著るしく高いにも拘らず、部分的に若干異なる文化相を保有する地域集団の間に、まず必要最少限の共通事項の取り決めが行われ、やがて文化圏の拡大による社会構造自体の変容に伴って、同化しない迄も、相互に容認し得る普遍性が形成されたものと理解出来る。このような形成過程の内に、様々な文化的伝統を蓄積した競技規則を異質な在来文化圏が移入を図った場合の反応が、必ずしも全面的受容には傾斜しなかったとしてもそれは当然のことである。特に、わが国の場合には、競技の実体的内容構造への理解が不満足のまま、競技規則のみが先行導入されたことに起因して、その伝統的・経験的な競技の内容構造や熟成過程を考慮に入れない形式的類似性のみが、高等普通教育機関を受容の場として追求され、その結果、英國のスクール・フットボールにおける本来的な粗野で荒々しい運動形態を、教育的配慮を重視した、形式的で硬直化した内容構造の競技様式に変容せざるを得なかつたのである。つまり、明治16年にストレンジによって示された“Football”や、明治18年に坪井玄道等によって示された『フートボール』は、殆んど競技規則のみを示したものであったから、この競技規則の読解文で、熟練者による実際の競技に触れる機会の無かった当時の状況からは、近代的スポーツ競技としてのフットボールが誕生することは有り得なかつたであろう。又、実際の競技を観察する機会を持ち得たとしても、集団的スポーツ競技の攻防は相対的要素が強力で、対立関係にある集団間の力量の差によって相互に変容した運動現象が惹起されること、個々の競技者の個性的技能が附加されること等を理由に、集団的機能の実体的認識が極めて困難であることを考慮すると、この

段階のフットボールを、サッカー競技として客観的に容認するのは早急に過ぎると思われる。

英国の社会構造の変革に伴う必然的結果として、それまで各パブリック・スクールで独自の内容構造を形成していたフットボールの競技規則は体系的な調整と遂次的な改良修正を必要とした。そして、次第に熟成されて來た競技規則には、文化的条件としての社会規範や、紳士として倫理的道徳観の実効性が極めて強力に作用した結果、競技者の自律的意識に基づく自己統制が重要な因子として組み込まれていたものと思われる。この自己統制の原理を、遂次的な熟成経過を持たぬままに直接的に受容したわが国のフットボールの先駆者達は、「フェアー」とか「グッド」という字句の解釈に対する若干の戸惑いは見られるものの、総体的には受容主体であるわが国の教育機関の倫理的道徳観に極く自然に適応し、異和感の少なかつたことが、その後のサッカー競技としての展開・普及に有利に作用したと思われる。つまり、移入されたフットボールの競技規則には、英國社会における、土地所有者達の社会的地位変動を中心とした、全体的社会構造及び価値体系の組み替えによる極めて顕著な影響が、処罰規定等として具體化されていたからである。

一方、わが国における近代的スポーツ競技としてのフットボールの展開が、その初期には学校教育分野に全面的に依存していたことは、近代サッカー競技の形成過程を論議した前稿迄に示した通りであり、そのわが国の中学校教育自体が歴史的時間の内に、遂次的な形成過程を経て、社会組織内に定着した中世ヨーロッパにおける学校とは本質的に相違しており、文部行政の一環として、制度的に、欧米における学校教育の様式を移入し、順次、わが国の風土や環境に整合させるべく若干の手直しを加えながら段階的に形成されたものであったから、その内容構造には自然派的に形式的な硬直化が起こったことは否定し難い。

明治5年、「学制」が公布され、西洋諸国の教育制度を参照しながら、近代教育制度の確立の方途についてわが国は、その後、初等教育の普及を

始め、「教育令」、「学校令」として、小学校・中学校・師範学校・専門学校・実業学校・大学等の制度的形成過程を経て、一応の教育体系を確立し、欧米諸国の文化の摂取に努めたのである。従って、近代運動競技も、教育制度の拡充と相俟って、次第に各階層に滲透したが、それが、英國におけるフットボールがパブリック・スクールを中心とした学校教育の内で熟成し、競技規則を調整しつつ、その内容構造を構築したのと同質の成熟過程を持ち得なかったのは明らかである。つまり、わが国においては、西洋文化の摂取吸収の一環として多くの近代的スポーツ競技が移入されたものの、当初はスポーツ競技としての形式的要件、つまり競技規則の解釈や競技方法の理解に問題意識が集約的に示され、英國におけるフットボールの形成過程に見られるが如きの技術的・戦術的熟成の必然的経過には至らない極めて未熟な内容表現が日常的なものであり、教育的環境の内では、学習者の便宜に整合すべく形式化された運動形態としての伝達手段が常用されたものと思われる。

大学の一般体育用教材としてのサッカー競技の学習過程において、未熟練者が比較的多い集団での技術的・戦術的展開過程が、わが国におけるサッカー競技の歴史的発展経過を時間的に凝縮した運動経過と酷似した傾向を示すことは頻繁に観察されるところである。当初は未知の分野に対する積極的・情熱的関心が優先することによって、全員がボールを追い駆け、機会さえあれば盲目的に前方にのみボールを蹴ろうとする。この段階では、大多数の学生は指導者からの戦術的・集団的技能に関する若干の示唆と、それに関連した任務遂行に対する味方側競技者達の期待感とを完全には理解出来ない。この期待値が時に驚く程高く設定されると、限られた時間内での便宜的方法として、速効性の高い運動様式の導入によって競技形態の速成化が図られる。つまり、形式的な競技者の配置に関する原則の理解や、対応し易いが発展性に乏しい便宜的戦術への理解が期待されるのである。学生の一部に少数の専門的訓練を受け実際の競技を数多く体験した熟練者がいたり、未経験者であっても大多数が実際の競技を何等かの手段で観戦

わが国におけるサッカー競技の技術史的展開

する機会を持っていると、これを通して、観念的なものにせよ、競技様式に関する無意識の理解が高まっているから、形式的な運動様式をより鑄型化する学習過程を前提として、歴史的な競技様式の形成過程を極めて急速に短縮することが可能となる。明治期におけるサッカー競技の関係者達が、実際の競技の内容構造を形成する様々な素因に対して、極めて乏しい認識しか持ち得なかったことと比較して、例え実際にボールを扱う技術を速成的に修得することが不可能であるにせよ、現在の学生達の、戦術的要素を前提とした技術の有用性に関する認識は極めて高く、正確である。従って、集団を構成する成員同志の、技術程度や特性に関する理解が進むにつれ、特定の個人的競技者配置の図式が定まり、そこに固有の戦術的運動様式や技術が形成され、定着し、個人的特性と相俟って集団的技術及び戦術を固定化することが可能となる。然し、ここに形成された運動様式の技術的・戦術的展開は極めて形式的・鑄型的で、創造性・意外性において著るしく欠落する部分が多い。この一連の運動経過と、これまで見て来たわが国のサッカー競技の実体的内容構造の形成過程との著るしい類似性は、今後のサッカー競技の技術的・戦術的習熟過程の方向を極めて強力に示唆するものであるが、この分野の論議には他日を期して、一旦本稿を終る。